

米国：継続審査請求（RCE）の取り扱いの変更について

米国において、継続審査請求（RCE）の処理手順（Docketing）が変更されることになりました。これまで、RCE は「Amended Docket」として扱われ、審査官は、RCE の提出後 2 ヶ月以内に、RCE に対応する必要がありました。しかしながら、今後は、RCE は分割出願や継続出願と同じく、「Special New Docket」として扱われることになりました。このため、審査官は、RCE の提出後 2 ヶ月以内に、RCE に対応する必要がなくなりました。この制度は、2009 年 11 月 15 日以後に請求されるすべての RCE に適用されます。

以 上